

平成 31 年度山形県若手大工育成支援プログラム支援対象者募集要領

山形県県土整備部建築住宅課

山形県では、若手大工の育成を図るため、入職から概ね 5 年間に於いてキャリア形成を集中的に支援する若手大工育成支援プログラムを定めました。このプログラムに参加する若手大工を募集します。

I 若手大工育成支援プログラム

- ①若手大工育成支援プログラムへの参加者を支援対象者として認定します。
- ②支援対象者のうち、大工技能者として継続して就業し、資格等取得した場合は、技能習得サポート資金を交付します。
- ③プログラム修了時に技能習得等が認められる場合は、修了証を交付します。

II 支援対象者の認定基準

以下の全てを満たす大工技能者を支援対象者に認定します。

- ① 県内に本店又は支店を有し、業として木造建築物の建設を営む県内の大工・工務店において大工技能者として就業し、かつ県内に居住していること
- ② 平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までに入職し、平成 31 年 4 月 1 日現在で 40 歳未満であり、かつ平成 31 年 4 月 1 日現在で大工技能者としての就業期間の合計が 1 年未満であること。
- ③ プログラム修了まで継続して就業し、技能習得に励むこと

III サポート資金交付基準

別途定める、「平成 31 年度山形県若手大工技能習得サポート事業費資金交付要綱」及び「平成 31 年度山形県技能習得サポート事業募集要領」をご覧ください。

IV プログラムの修了基準

以下の全てを満たす支援対象者をプログラム修了と認定します。

- ① 平成 32 年 3 月末時点で 3 年以上継続して就業していること
- ② プログラム修了までに、二級建築大工技能検定に合格していること
- ③ 次のいずれかの技能習得が認められること
 - 1) 木造住宅のリフォーム工事の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - 2) 簡単なプレカット材の在来軸組木造住宅の現場責任者ができる

- 3) 簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
- 4) 在来軸組の注文住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
- ④ 二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有していること

V 申請期間・申請先

1 支援対象者認定申請の期間

平成31年6月3日（月）から平成31年6月28日（金）まで

2 プログラム修了申請の期間

平成32年3月23日（月）まで

3 申請先

勤務先のある最寄の各総合支庁建築課に持参してください。

申込み窓口

村山総合支庁建設部建築課：山形市鉄砲町2-19-68 6階

最上総合支庁建設部建築課：新庄市金沢字大道上2034 4階

置賜総合支庁建設部建築課：米沢市金池7-1-50 5階

庄内総合支庁建設部建築課：三川町大字袖東19-1 3階

VI 申請書類

1 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、申込み窓口、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」より入手できます。

ホームページ名称	URL
山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」	http://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/
山形県ホームページ 建築住宅課ページ	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180025/

(1) 支援対象者認定申請

- ① 支援対象者認定申請書（プログラム実施要綱別記様式第1号）
- ② 顔写真1枚（縦3cm、横2.4cm）
- ③ 現住所が確認できる書類（運転免許証など）の写し
- ④ 勤務する大工・工務店の建設業許可書の写し
- ⑤ 勤務する大工・工務店との雇用関係が分かる書類等の写し（雇用契約書、健康保険証、雇用保険証など）
- ⑥ 誓約書（プログラム実施要綱別記様式第2号）

(2) プログラム修了申請

- ① プログラム修了申請書（プログラム実施要綱別記様式第6号）
- ② 顔写真1枚（縦3cm、横2.4cm）
- ③ 二級建築大工技能検定合格証書又は合格通知書の写し
- ④ 継続就業及び技能習得に係る証明書（プログラム実施要綱別記様式第7号）

認定基準及び申請書類については、「山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱」もご確認ください。

Ⅶ その他

1 技能習得の広報活動

認定又はプログラム修了された方は、顔写真、氏名、就業する大工・工務店名、技能習得の様子などを県がホームページなどでPRしますので、ご協力くださるようお願いいたします。

2 プログラム参加の辞退について

支援対象者は、プログラム参加を辞退しようとする場合又は認定基準を満たさなくなった場合は、次の書類を提出してください。

- ① 辞退届（プログラム実施要綱別記様式第9号）
- ② 認定証（原本）

辞退する場合で、かつサポート資金の交付決定を受けている場合は、サポート資金交付中止（廃止）承認申請書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第2号）を併せて提出してください。

3 問い合わせ先

山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当 TEL 023-630-2651